

橿原市告示第295号

橿原市一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年8月23日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱

橿原市一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務取扱要綱（平成16年橿原市告示第126号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成13年橿原市規則第17号。以下「規則」という。）<u>第19条の2第2号</u>ただし書の規定により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の処理手数料（以下「手数料」という。）<u>の徴収に関し、口座振込みによる収納と</u>することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対象者等）</p> <p>第2条 <u>振込みによる手数料の納入を申請できるのは、橿原市一般廃棄物収集運搬業許可業者で、次の条件をすべて満たす者とする。</u></p> <p><u>（1） 新規許可を受けてから6月を経過している者</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成13年橿原市規則第17号。以下「規則」という。）<u>第19条第2号</u>ただし書の規定により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。<u>以下同じ。</u>）の処理手数料（以下「手数料」という。）<u>を後納扱いと</u>することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対象者等）</p> <p>第2条 <u>市長は、次に掲げる者から手数料の後納に係る申込みがあった場合、その手数料を後納扱いとすることができる。</u></p> <p><u>（1） 橿原市一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）</u> <u>であって、次の要件を全て満たす者</u></p> <p><u>ア 新規許可を受けてから6月を経過していること</u></p> <p><u>イ 申込月前1年の間において、市長から、一般廃棄物の搬入（以下「搬入」という。）に関する文書指導又は搬入停止の行政処分（以下「文書</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>申請日前1年の間において、一般廃棄物の搬入（以下「搬入」という。）に関し、市長から文書指導を受け、又は搬入停止の行政処分を受けたことがない者</u></p> <p>(3) <u>申請日前6月の間において、平均搬入日数が週1回以上の者</u></p> <p>2 <u>振込みによる手数料の納付をしようとする業者は、廃棄物処理手数料後納申請書（様式第1号）を市長に提出し、第4条に定める額の保証金を預託し、その登録を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の申請の時期は、新規許可業者については許可を受けた年の10月1日から20日まで、更新の許可業者については許可を受けた年の4月1日から20日までとする。</u></p> <p><u>（納入）</u></p> <p>第3条 市長は、<u>前月の手数料を取りまとめ、毎月10日までに業者に対して通知するものとする。</u></p>	<p><u>指導等」という。）を受けたことがない者</u></p> <p>ウ <u>申込月前1年の間において、第5条第1項の規定による後納扱いの終了になっていない者</u></p> <p>エ <u>申込月前6月の間において、搬入が平均して週1回以上の者</u></p> <p>オ <u>手数料の納入について誠実な意思を有すると認められること</u></p> <p>(2) <u>櫃原市が指定する指定管理者として6月を経過するとともに、前号イからオまでの要件を満たす者</u></p> <p>(3) <u>国、地方公共団体、独立行政法人又はこれらに準ずるものとして市長が認める者</u></p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号に該当し、手数料の後納を希望する者は、一般廃棄物処理手数料後納申込書兼確約書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、第4条に定める額の保証金を預託し、その承諾を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項第3号に該当し、手数料の後納を希望する者は、あらかじめ櫃原市と協議をし、その承諾を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項の手数料後納に係る申込みは、後納開始を希望する月の初日の20日前までに行わなければならない。</u></p> <p><u>（支払）</u></p> <p>第3条 市長は、<u>前条第2項の規定により手数料の後納の承諾を受けた者（以下「承諾業者等」という。）に対し、毎月10日までに前月の手数料を請求する</u></p>

改正前	改正後
<p>2 <u>前項の通知を受けた業者（以下「登録業者」という。）は、毎月20日（20日が休日の場合は、その前で一番近い休日でない日）までに前月の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>（保証金の額及び預託）</p> <p>第4条 第2条第2項に規定する保証金の額は、<u>当該登録業者の申請時における</u>直近の3月の月平均搬入量に手数料単価を乗じた額に相当する額（千円未満は切上げ。以下同じ）とする。</p> <p>2 <u>登録業者</u>の搬入量が増加し、直近の3月の月平均搬入量に手数料単価を乗じて得た額が預託されている保証金の額の2分の3以上になったときは、当該乗じて得た額を保証金とする。</p> <p>3 市長は、<u>登録業者</u>の搬入量が減少し、直近の3月の月平均搬入量に手数料単価を乗じて得た額が預託されている保証金の額の2分の1以下になったときは、<u>登録業者</u>の申請により、当該乗じて得た額を保証金とすることができる。</p> <p>4 保証金は<u>登録</u>の期間中市長が保管し、保管中は保証金に利子はつけない。</p> <p><u>（登録の取消し等）</u></p> <p>第5条 市長は、<u>登録業者が、次の各号のいずれかに該当するようになった場合</u></p>	<p><u>ものとし、承諾業者等は、当該月の25日（その日が檀原市の休日を定める条例（平成元年檀原市条例第2号）第1条第1項第1号又は第2号に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに当該手数料を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前条第3項の規定により手数料の後納の承諾を受けた者（以下「国等」という。）に対し、毎月10日までに前月の手数料を請求するものとし、国等は、市長が指定する期日までに当該手数料を支払わなければならない。</u></p> <p>（保証金の額及び預託）</p> <p>第4条 第2条第2項に規定する保証金の額は、<u>承諾業者等の申込月前の直近の</u>3月の月平均搬入量に手数料単価を乗じた額に相当する額（千円未満は切上げ。以下同じ。）とする。</p> <p>2 <u>承諾業者等</u>の搬入量が増加し、直近の3月の月平均搬入量に手数料単価を乗じて得た額が預託されている保証金の額の2分の3以上になったときは、当該乗じて得た額を保証金とする。</p> <p>3 市長は、<u>承諾業者等</u>の搬入量が減少し、直近の3月の月平均搬入量に手数料単価を乗じて得た額が預託されている保証金の額の2分の1以下になったときは、<u>承諾業者等</u>の申請により、当該乗じて得た額を保証金とすることができる。</p> <p>4 保証金は<u>後納扱い</u>の期間中市長が保管し、保管中は保証金に利子はつけない。</p> <p><u>（後納扱いの終了等）</u></p> <p>第5条 市長は、<u>承諾業者等及び国等が、次の各号のいずれかに該当する場合、</u></p>

改正前	改正後
<p><u>は、その登録を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 搬入に<u>関し文書指導</u>を受けたとき。</p> <p><u>(3) 搬入停止の行政処分</u>を受けたとき。</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 市長は、<u>登録を取り消したときは、廃棄物処理手数料後納扱い取消し通知書</u> (様式第2号) により、<u>当該業者に通知するものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>登録を取り消した業者に徴収すべき手数料</u>があるときは、当該手数料が完納されるまで、<u>当該業者の搬入を停止</u>することができる。</p> <p>(保証金の充当及び返還)</p> <p>第6条 保証金は、<u>登録業者</u>がその営業を廃止又は中止したときは、これを返還するものとする。<u>登録を取り消したときも同様とする。ただし、充当すべき手数料があるときは、当該保証金から充当し、残額を返還するものとする。</u></p>	<p><u>その者の後納扱いを終了</u>することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 搬入に<u>関する文書指導等</u>を受けたとき。</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により後納扱いを終了したときは、一般廃棄物処理手数料後納扱い終了通知書兼保証金充当 (返還) 通知書</u> (様式第2号) により、<u>当該者に通知するものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項の規定により後納扱いを終了した者に徴収すべき手数料</u>があるときは、当該手数料が完納されるまで、<u>当該者の搬入を停止</u>することができる。</p> <p>(保証金の充当及び返還)</p> <p>第6条 保証金は、<u>承諾業者等</u>がその営業を廃止又は中止したときは、これを返還するものとし、<u>前条第1項の規定により後納扱いを終了したときも同様とする。ただし、手数料に滞納があるときは、当該保証金から充当し、残額を返還するものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>ごみ処理手数料の振込み扱いに係る申請書兼確約書</p> <p>榑原市長 殿</p> <p>1 手数料の支払いについては、月払いとし、翌月納期内に振込むものとする。</p> <p>2 振込みにあたっては要綱の規定を遵守し、その処分に従うものとする。</p> <p>上記のとおり確約しますので振込み扱いを申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>一般廃棄物処理手数料後納申込書兼確約書</p> <p>榑原市長 殿</p> <p>1 手数料の支払いについては、月払いとし、翌月納期内に振込むものとする。</p> <p>2 振込みにあたっては要綱の規定を遵守するものとする。</p> <p>上記のとおり確約しますので手数料の後納を希望します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p>

改正前	改正後
<p>様式第2号 (第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">榑環一第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">榑原市長</p> <p style="text-align: center;">後納扱い取消し通知書 兼 保証金充当通知書</p> <p>1 要綱第5条第1項第 号の規定により、後納扱いを取消します。 これにより、 年 月 日からゴミ処理手数料はその都度の徴収となります。</p> <p>2 要綱第6条の規定により、保証金 (円) をゴミ処理手数料に充当します</p>	<p>様式第2号 (第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">榑原市長</p> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理手数料後納扱い終了通知書 兼 保証金充当 (返還) 通知書</p> <p>1 要綱第5条第1項第 号の規定により、後納扱いを終了します。 これにより、 年 月 日から一般廃棄物処理手数料はその都度の徴収となります。</p> <p>2 要綱第6条の規定により、保証金 (円) を一般廃棄物処理手数料に充当します。</p> <p>3 要綱第6条の規定により、保証金 (円) を返還します。</p>

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の橿原市一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務取扱要綱第2条第2項の規定により手数料の振込みの登録を受けている者は、改正後の橿原市一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務取扱要綱第2条第2項の規定により手数料の後納の承諾を受けた者とみなす。